

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第一號

鳥取縣稅特別徵收検査規則を次のように定める。

昭和二十三年一月十六日

鳥取縣知事 西・尾 愛 治

鳥取縣稅特別徵收検査規則

第一條 地方自治法第二百四十三條第二項但書の規定により地方税を徵收すべき私の團體の代表者（代表者がなくときはこれに準ずるもの）又は個人（以下特別徵收義務者という）の行う計算計算書並びにその證據となるべき帳簿（以下徵收簿という）及び書類の提出並びにその検査は法令に定めるもの外、この規則による。

第二條 特別徵收義務者は税目毎に左の期日までに計算

昭和二十三年一月十六日
第千八百七十四號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

をし計算書並びに徵收簿及び書類を出納長に提出しなければならぬ。

電氣税 徵收した月の翌月十五日

入湯税 前年度分を四月三十日

第三條 計算書は別記様式により各税目毎にこれを調整しなければならぬ。

第四條 徵收簿とは鳥取縣稅賦課徵收條例第三十五條、第三十六條及び鳥取縣遊興稅賦課徵收條例第十二條の規定による帳簿を、書類とは鳥取縣稅賦課徵收條例第三十三條及び鳥取縣遊興稅賦課徵收條例第十三條の規定による領收書の寫をいう。

附 則

第一條 地方自治法附則第五條第一項の規定により税金を徵收する團體又は個人の検査についてはこの規則を

00701

準用する。

第二條 前條の場合において第二條の期日は昭和二十三年一月三十一日と読み替えるものとする。

第三條 何人も前二條による書類中、計算書及び中國配電株式會社鳥取支店の徴收簿等は鳥取縣廳において、その他の徴收簿及び書類は所轄市町村役場に於て昭和二十三年二月十日から五日間執務時間中これを閲覧することができる。

別記様式

電氣税計算書

市町村別	納税義務者数	課税標準額	賦課率	徴收税額	備考
合計					

昭和 年 月分として徴收した電氣税は右の通り相違ありません。

昭和 年 月 日

鳥取縣出納長 何々會社代表 氏 名
入湯(遊興)税計算書

目別	徴收税額	同上人員拂込金額	拂込月日	備考
合計				

昭和 年度分として徴收した入湯(遊興)税は右の通り相違ありません。

昭和 年 月 日

特別徴收義務者 住所 氏 名

鳥取縣出納長 殿

告示

鳥取縣告示第千二百二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により八戸、西郷村、氣高郡美穂村、西郷賀野村及び日

00702

野村日野上野農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十三年一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年一月十七日
昭和二十三年一月二十日まで

鳥取縣告示第千二百三號

氣高地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十三年一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 返納年月日 所屬廳名 職名 氏 名

縣稅檢査章 四〇 昭和廿三年 氣高地方 鳥取縣事 田中守親
〇一月七日返納 事務所 務吏員

同 二五 同 交付 同 同 細田正一

同 四一 同 返納 同 同 田中守親

同 一二 同 交付 同 同 細田正一

鳥取縣告示第千二百四號
東伯地方事務所管内において縣稅檢査章を次のように交付した。

昭和二十三年一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分 番號 交付年月日 所屬廳名 職名 氏 名

縣稅檢査章 一五〇 昭和廿三年十二月廿七日交付 高城村 書記 河野武雄
同 一五一 同 同 同 吉田正秋

鳥取縣告示第千二百五號

鳥取縣下に於ける廣島遞信局管内各郵便局が其の所在地に於て使用する度量衡器は昭和二十三年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日までの第一種取締並に市町村長の行う第二種取締の執行を左の條項を附し省署する。

昭和二十三年一月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

省署願添付の郵便事業用度量衡器取扱手續を勵行すると共に器物取扱上の指導及計畫思想普及向上を圖る施設に關しては當廳と緊密なる運繋をなし一層懇切なる方途を講ずること。

00500

00500